

(別 紙)

保護命令申立時に必要な書類

福岡地方裁判所第4民事部保全係

- 申立書2部(正本・副本)
自分の控えも1部所持しておいてください。
 - 戸籍謄本及び住民票(法律上又は事実上の夫婦である場合)
あなたと相手方の戸籍謄本及び住民票を提出してください。ただし、住民票だけで相手方の氏名、相手方との婚姻の事実や子の氏名等が分かる場合は、戸籍謄本の提出は不要です。
 - 相手方と生活の本拠を共にする事情を証明する資料(生活の本拠を共にする交際相手である場合)
 - あなたと相手方の住民票
 - 住居の賃貸借契約の名義の分かる資料
 - 公共料金の支払名義の分かる資料
 - 生活の本拠を共にする交際であることを証明する資料(写真、メール、関係者の陳述書等)
 - 証拠書類2部(原本・写し)
あなたの言い分を裏付ける下記の証拠書類は、相手方があなたの言い分を認めないことが予想される場合、特に重要になります。裁判所用に原本、相手方送付用にその写しを提出してください。なお、自分の控えも1部所持しておいてください。
 - 診断書
病院名や所在地等を相手方に知られたくない場合には、病院名や所在地等を伏せた診断書の写しを証拠書類とすることもできますが、必ず原本を持参してください。
 - 怪我をした部位の写真
 - 相手方からの手紙やメール(メールについてはその内容を写真撮影したり、プリントアウトするなどして書面化したもの)
 - 陳述書
※申立てに至る事情や、相手方と内縁や生活の本拠を共にする関係にある場合には、それが分かるような事情を記載した陳述書(「陳述書」と題した裁判所宛報告書)を作成し、提出してください。
※陳述書には、署名・押印を忘れずにしてください。
 - 子の同意書(15歳以上の子への接近禁止命令を求める場合)
本人の署名・押印があるものを作成してください。
 - 親族等の同意書
親族等の本人の署名・押印があるものを作成してください。
(当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合には、当該親族等の同意書ではなく、その法定代理人の同意書が必要となります。)
- * DVセンターや警察署に相談せずに申し立てる場合
- 公証人役場で作成した宣誓供述書2部(正本・副本)